

国民の熟慮による憲法の改正を

新潟県弁護士会 馬 場 泰

1 憲法の立憲主義

2 国民の熟慮と総意による憲法改正

3 国民投票のあり方

国民の総意による改正・最低投票率の必要

法案では少数の国民の意思で憲法改正が行なわれるおそれがある。国民の総意に基づく改正にふさわしい枠組みが必要不可欠である。少なくとも最低投票率の定めが必要である。

国民の自由な意思形成・有料広告のルール化

テレビ・ラジオのCM放送の影響は大きい一方、巨額の費用を要する。その利用には賛成反対の双方が公平に利用でき、また公正な世論形成に資する合理的なルールを定める必要がある。この点で、両法案は不十分である。

国民の熟慮の機会・発議から十分な熟慮期間を

憲法の改正案は、国会の発議によって具体化するとき、国民がその賛否を検討し熟慮するには、法案の「60日以降180日」の期間はあまりに短すぎる。少なくとも6ヶ月以上は必要である。

国民の意思の正確な反映・争点ごとの投票方法

国民の意思は、争点について明確に把握される必要がある。このため個別投票の原則など投票方法の枠組みが必要である。法案ではその具体的あり方を国会に委ねており、憲法改正のルール作りとして不十分である。

国民の間の十分な討議・自由活発な国民投票運動

憲法改正に当っては、国民の間の自由で活発な意見交換が必要である。公務員や教育者の「影響力または便益」を利用した国民投票運動の禁止は、その要件の曖昧さと相俟って、多くの国民を萎縮させるおそれがある。

4 歴史と未来に責任ある憲法改正とそのあり方について国民的論議を